

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項で準用する生活保護法第25条第2項	職権による支援給付の変更決定	生活福祉第一課・第二課

処分基準は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に関して定められた同法第8条の規定に基づく生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）及び次に掲げる文書に定めるとおりとする。

- ・生活保護法による保護の実施要領について
（昭和36年厚生省発社第123号厚生事務次官通知）
- ・生活保護法による保護の実施要領について
（昭和38年社発第246号厚生省社会局長通知）
- ・生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて
（昭和38年社保第34号厚生省社会局保護課長通知）

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。